

## 多良間村一般競争入札公告第 6 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 31 日

多良間村長 伊良皆 光夫

### 1. 入札に付する事項

- (1) 件 名： 多良間村歯科診療所歯科治療用ユニット一式（設置工事費込み）
- (2) 調達する物品の名称及び数量： 歯科治療用ユニット一式（設置工事費込み）
- (3) 調達する物品等の性質等： 仕様書による
- (4) 納入の場所： 多良間村歯科診療所
- (5) 納入期限 令和 9 年 2 月 26 日（金）

### 2. 入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 5 の規定に基づく、競争に参加する者に必要な資格に関する事項は、多良間村の入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 九州歯科用品商協同組合沖縄県支部に加盟している組合員及び支店・営業所であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始、民事再生法(平成11年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始、若しくは破産法(平成 16 年法律第 75 条)に基づく破産手続き開始の申立てをし、又は申立てがされ及びこれらの手続き中のものでないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員と関係を有しているものでないこと。
- (6) 国または地方自治体から、入札参加資格指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

### 3. 入札参加資格の確認等

入札に参加を希望するもの(以下「参加希望者」)は、別記の「一般競争入札参加資格審査申請書」及び関係資料を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

#### (1) 申請受付日時・場所

令和 8 年 8 月 31 日(月)から令和 8 年 9 月 7 日(月)までの多良間村の休日を定める条例(平成 3 年多良間村条例第 100 号)第 1 条 1 項に規定する日(以下「閉庁日」という。)を除く毎日、時間午前 9 時から午後 5 時まで、場所 多良間村役場住民福祉課。提出書類は持参又は郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (2) 審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、一般競争入札参加確認通知書により通知する。

#### 4 入札参加条件

本件に係る入札に参加する者は、納入しようとする機器が仕様書に示す各項目を満たすことを証明する書類を、令和8年9月7日（月）午後5時までに（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）、多良間村役場住民福祉課に提出すること。

また、提出した書類について説明を求められたときには、これに応じること。

#### 5 入札執行の日時。場所

(1) 日時 令和8年9月15日(火) 13時30分から

(2) 場所 多良間村役場1階会議室

(3) 競争入札の執行にあたっては、一般競争入札参加資格確認通知書(写し可)を必ず提出すること。

(4) やむを得ない理由が生じた場合は入札を中止し、又は延期できるものとする。

(5) 入札参加者が1者である場合でも入札は執行する。

#### 6 入札の方法

(1) 郵便入札とする。入札書、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを、入札執行日前日（休日の場合は直前の開庁日）午後5時必着で、一般書留又は簡易書留の方法で二重封筒、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒に件名、入札日時を記載の上封書し、契約担当者あて送付もしくは持参すること。指定日時まで到着しないものは無効とする。

(2) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、多良間村契約規則及び多良間村財務規則を守ること。

(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出した入札書の引換え、又は変更は認めない。

(6) 入札の執行回数は1回とし、再度の入札は行わない。

(7) 最低制限価格は設けない。よって、予定価格以下で最低の価格の者を落札者とする。同一価格の場合は、当該入札事務に関係のない職員が「くじ」により決定する。

#### 7 入札保証金

本件に係る入札に参加しようとする者は、多良間村財務規則の規定により、見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

(2) 過去2か年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本村若しくは本村以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

#### 8 契約保証金

落札者は、多良間村財務規則第88条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号の一に該当すると認められ

る場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に村を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出するとき。
- (2) 過去2年以内に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本村若しくは本村以外の地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 9 契約の効力

本入札に係る契約は、地方自治法第96条第1項第8号の規定による村議会の議決案件であるので、落札者と仮契約を締結し、議会において議決された日から本契約とする。

## 10 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

ア 入札について不正の行為があった場合

イ 金額その他必要な事項を確認しがたい場合又は記名押印のない場合

ウ ~~指定の日時までに出席なき場合~~ 入札書を2通以上提出した場合

オ ~~他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合~~

カ ~~委任状を持参しない代理人のした入札~~

キ 予定価格を超える入札をした場合

- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びにこの公告において示した要件などの入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (3) 一般競争入札参加資格確認通知を交付されたものであっても、確認の後に指名停止を受けて、入札時において指名停止期間中である者など、入札時点において「2.入札参加資格要件」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

## 11 入札説明書及び仕様書に対する質問

- (1) 提出期間

令和8年9月1日（火）から令和8年9月3日（木）午後5時まで

- (2) 提出場所

多良間村役場住民福祉課

- (3) 提出方法

持参又はファクシミリ送信による書面提出。

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和8年9月4日（金）までの期間ファクシミリ送信による回答。

## 12 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 示す期間 この公告の日から令和8年9月8日（火曜日）まで

- (2) 示す場所 多良間村ホームページに掲載

13 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名 称 多良間村役場住民福祉課

(2) 所在地 沖縄県多良間村字仲筋99-2

TEL : 0980-79-2623 FAX : 0980-79-2664